

2013年4月4日

名古屋市会議長 藤田和秀 様

日本共産党名古屋市議員団

団長 わしの恵子

### 嘱託職員不正採用問題の真相解明のために、百条委員会の設置を求める申し入れ

健康福祉局での嘱託職員不正採用問題について、昨日、市長が委嘱した専門調査委員から中間報告書が提出された。

中間報告書では、市議員が、特定男性を採用するよう「要請」し、要請を受けた市幹部職員は「圧力を感じた」と認定されている。また、同議員は、別の男性の採用についても依頼し、面接試験において、この男性の評価が上げられていたという新たな事実も確認されている。さらに、同議員は、採用を依頼して「合格」した特定男性を北区に配置するよう指示ないし要請を行い、その男性は北区に配置されたという新たな事実も明らかになった。

これら同議員の「要請」について、中間報告書では、「名古屋市議員政治倫理綱領第3、1項（4）所定の『特定の者のため、良識を疑われるような取り計らいをしないこと』との規定に反するものと思料される」と指摘されている。また、同議員が、嘱託職員として採用された特定男性から、判明している限りで合計19万円の寄付を受けたことについても、「名古屋市議員政治倫理綱領第3、1項（2）所定の『政治活動に関して疑惑を受けるおそれのある献金等を受けないこと』との規定に反するものと思われ」との指摘がなされている。

日本共産党名古屋市議団は昨年12月25日、今回の嘱託職員不正採用問題が明らかになった際に、市会議長にたいして、地方自治法第100条にもとづく調査特別委員会など調査・究明する場を設けて、議会としても真相解明に全力をあげるよう申し入れを行い、議会運営委員会理事会での協議の結果、新たな事実が明らかになった場合に、議会の対応を協議することになった。

今回、専門調査委員の調査によって、上述したように、新たな事実が明らかになったことから、真相解明に向けて、本市会として下記の対応を講じられるよう申し入れるものである。

## 記

- 一、嘱託員不正採用問題をめぐる市会議員の「要請」に係る疑惑の解明など真相究明のために、地方自治法第 100 条にもとづく調査特別委員会（百条委員会）を設置すること。

以上